

令和5年8月23日に提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、以下の理由により却下する。

京都市監査委員 山本 恵一
同 青野 仁志
同 山添 洋司
同 河原林 温朗

1 本件請求の対象とされた行為又は事実について

本件請求において請求人がいかなる行為又は事実をもって請求の対象としているかについては、本件請求に係る京都市職員措置請求書からは必ずしも明らかではないが、同請求書「4」で、更なる調査を行い過大請求の有無を明らかにすることの必要性が強調されていることから、請求人は、京都市長が過大請求に応じて過大に支出した公金の返還請求を重視していることがうかがわれる。

そうすると、請求人は、京都市が日本トータルテレマーケティング株式会社（以下「委託先事業者」という。）の過大請求に応じて過大に支出した公金に係る不当利得返還請求権（以下「本件返還請求権」という。）を同社に対して有することを前提に、市長がその行使（返還請求の前提としての、本件返還請求権の有無及びその金額を明らかにするための調査の実施を含む。以下同じ。）を違法又は不当に怠っていること、すなわち、本件返還請求権という財産の管理を怠る事実（以下「本件怠る事実」という。）を本件請求の対象としている、と解するのが適当である。

2 本件怠る事実の存否について

(1) 本件返還請求権の行使の状況

本件怠る事実の存否を判断するため、本件返還請求権の行使の状況について保健福祉局の職員に説明を求めたところ、おおむね次のような説明があった。

ア 委託先事業者の過大請求の申出及びこれに伴い実施した京都市独自調査

(ア) 委託先事業者からの過大請求の申出（令和4年9月分）

令和5年1月、委託先事業者から京都市に対し、令和4年9月分の委託料を過大に請求していた旨の申出を受けた。

そこで、改めて勤務実績を確認できる客観的な資料（タイムシート等）を提出させ、これにより確認できた過大請求分（40,610,350円）について返還を受けた（令和5年3月1日付けで入金を確認）。

(イ) 上記(ア)を受けて実施した京都市独自調査（令和3年2月～令和4年8月分）

京都市では、上記(ア)の報告を受け、既に支払を終えていた令和4年8月以前分についても、同様の事案がなかったかを調査するため、令和5年2月2日付けで、委託先事業者に対し、令和3年2月～令和4年8月分のタイムシートの提出を求めた。当初、委託先事業者から「令和4年8月以前分のタイムシートは破棄したため提出できない」旨の説明を受けたが、労働関係法令により事業者には保管義務があるはずであると指摘し、繰り返し提出を求めた結果、令和5年4月下旬にそれまでの発言を撤回し、5月中旬にタイムシート等が提出された。しかしながら、その後も、複数回にわたって資料を出し直すなど、非協力的かつ不誠実な対応に終始したため、6月16日付けで、京都市競争入札参加停止取扱要綱第12条第2項に基づく報告を求め、同月27日によりやく最終的な提出を受けた。

京都市では、提出後直ちに全期間分のタイムシートを確認し、委託先事業者からの請求内容と突合したところ、同一人物の二重計上やタイムシートにない勤務を合計で6,754時間分確認した。当該時間数は正当な稼働時間として計上できないため、これに相当する17,852,780円について、過大請求があったとの結論を得た。

これに伴い、7月13日付けで委託先事業者に対し、京都市競争入札参加停止取扱要綱上最大限の期間となる12箇月の入札参加停止措置を実施するとともに、同月25日に過大請求額の全額について返還請求を行った。同月31日には委託先事業者の代表取締役自ら来庁して謝罪のうえ、過大請求分の全額を返還する意向が示された。その後、9月4日までに全額が京都市に返還されている。

イ 更なる過大請求の疑いに対する調査

上記(イ)の調査では、同一人物の二重計上やタイムシートにない勤務に加え、1日当たりの勤務時間が連日深夜に及ぶ勤務など疑義のあるものも含まれていた。また、判明した過大請求に加え、更なる過大請求が疑われる旨の通報も受けている。

京都市には強制的な捜査権がないことから、告訴も視野に、委託先事業者の不正の立証や更なる過大請求の有無の確認に向け、これまでの経過や委託先事業者の京都市に対する対応等について京都府警に相談しつつ、京都市独自の調査を進めてい

るところである。

ウ まとめ

京都市は、確定した過大請求分について、本件請求よりも前に返還請求を行っており、令和5年9月4日までに全額返還を受けている。また、委託先事業者が設置した調査委員会の調査結果を待つことなく、更なる過大請求の有無等について、京都府警と相談しながら引き続き調査を進めている状況である。

今後、更なる過大請求が判明した場合はその全額を返還させる予定である。

(2) 判断

ア 「財産の管理を怠る事実」の意義

「財産の管理を怠る事実」（法第242条第1項）とは、地方公共団体の有する財産の管理についての執行機関又は職員の懈怠をいう（伴義聖・山口雅樹「新版 実務 住民訴訟」156頁参照）。

イ 本件における「財産の管理を怠る事実」の有無

市長は、本件返還請求権を行使する前提として、まず、請求人のいう「現在までに過大請求が判明しているもの以外」の過大請求の有無について調査する必要がある。

しかしながら、本件における京都市は業務委託契約の一方当事者に過ぎないから、過大請求の有無の調査に当たり講じることができる措置は契約上の地位に基づくものなどに限られ、捜査機関や事業の許認可権者に認められるような強力な権限を行使することはできない。

そのような中で、市長は、上記(1)ア(i)のとおり、令和5年6月27日に委託先事業者からタイムシート等の提出を受けた後、直ちにその内容を確認し、その結果判明した17,852,780円の過大請求分について7月25日には返還請求を行い、既にその全額の返還を受けている。このことは、市長の過大請求分の返還請求を放置しないという姿勢を示すとともに、「現在までに過大請求が判明しているもの以外」の過大請求についても、少なくともタイムシート等から確認できる範囲では、その有無を調査したことを意味している。

また、市長は、更なる過大請求が疑われる旨の通報を受け、京都府警に相談しつつ独自の調査を進めており、今後、更なる過大請求が判明した場合はその全額を返還させる予定であるとのことである。

そうすると、市長は、過大請求の有無の調査に当たり講じることができる措置が限られる中で、できる限りの調査を行っているといえる。

よって、本件においては、「財産の管理についての執行機関又は職員の懈怠」があると認めることはできず、違法性又は不当性を論じる以前に、本件怠る事実の存在自体を認めることができない。

ウ 補足

上記(1)イ・ウの保健福祉局の職員の説明では、市長が現在京都府警と相談しながら進めている調査の具体的な内容は明らかにされていない。

しかしながら、捜査の秘密保持の観点から、現時点で調査の具体的な内容を明らかにし難いことは容易に想像されるうえ、仮にその詳細を明らかにすることを求めた結果捜査の進展が妨げられるようなことになれば、市長による本件返還請求権の行使が阻害され、かえって法第242条第1項の趣旨に反する事態に至りかねない。

よって、本件においては、この点は特に問題としないこととする。

- 3 以上より、本件請求は、請求の対象とされた事実の存在を認めることができず、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。